

## 令和3年度 第4回三重県最低賃金専門部会議事録

- 1 開催日時 令和3年8月4日(水) 13時25分～17時30分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員  
公益代表 藤本 真理 三好 正人 安井 広伸  
労働者代表 太田 美子 高津 健一 前田 良彦  
使用者代表 栗須百合香 中村 和仁 別所 浩己

### 4 議題

(1) 金額検討について

### 5 開 会

(賃金係)

それでは、定刻より早いですが委員の皆様が揃われましたので、只今から令和3年度第4回三重県最低賃金専門部会を開会させていただきます。

先ず、委員の出席状況については、本日は、全員出席いただいております。

最低賃金審議会令第6条第6項の定足数を満たしておりますことをご報告させていただきます。

これより議事に入りますが、議事進行につきまして三好部会長よろしく願いいたします。

### 6 議 事

(1) 金額検討について

(部会長)

それでは、早速ですけれども、令和3年度第4回三重県最低賃金専門部会を開会させていただきます。

最初に、運営規定第8条に基づきまして本日の議事録署名人を指名させていただきます。

労側 前田委員

使側 中村委員

をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(部会長)

これから、休会とし、労・使分かれていただいて、個別に検討していただくこととなりますけれども、その前に、この全体会議の場で、何かご発言等ございますか。

よろしいですか。

他に何か、資料のご質問でも何でも。

ありがとうございます。

それでは、休会といたします。これから、労・使分かれていただいて、個別に検討していただきたいと思います。

専門部会としては、本日が最終日でございます。

ご協力を賜りまして、よい結論を出せればとこのように考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局の方でご案内のほうをお願いします。

(室 長)

本日の労使個別会場についてご案内させていただきます。

前回と会場を交代させていただきます、

労働者側専門部会委員の先生は「3階 会議室」へ

使用者側専門部会委員の先生は「4階 基準部長室」へ

移動をお願いします。

労働者側は私が、使用者側は賃金係がご案内させていただきます。

— 労使個別協議会場へ —

— 全体会議場へ集合 —

(部会長)

お集まりいただきましたので、全体会議に戻りまして再開をさせていただきたいと思っております。

本当に長い間、長時間に亘りご検討いただき、ありがとうございました。まずは、お礼を申し上げたいと思っております。

労側、使側それぞれのご意見を頂戴して、長きに亘りご議論をしていただきましたけれども、結果、合意点を見出すことができませんでした。

また、これ以上審議を重ねても、労使双方の歩みよりは難しいと判断をさせていただきましたので、公益委員としては、公益案を示させていただき、採決を採らせていただきたいと思います。

公益案は、現行の三重県最低賃金を28円引上げ、時間額902円とさせていただきます。

理由としては、色々ございますけれども、中央最低賃金審議会から示された目安の答申内容を十分参酌し、調査審議に特段の配慮をした上で、総合的に公益として判断させていただいたものであります。

この公益案で採決を取らせていただきます。

この案に賛成の方は挙手をお願いします。

・賛成 労側 3名 使側 0名 公益 2名

この案に反対の方は挙手をお願いします。

・反対 労側 0名 使側 3名

ということでございまして、賛成多数により、この公益案を本専門部会における結審としてお認めいただきたいと思っております。

只今の本決議につきましてご意見ございましたらお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

はい、別所委員。

(別所委員)

長期間に亘る審議につきまして、労働側委員の方々にもご協力をいただき、公益委員の先生方には間に入ってください、大変なところありがとうございます。

不本意ながらといったらあれなんです、このような形で中央の目安に基づき決定がされたところではございます。ただ、何度も申し上げておりますが、この地域の中小企業・小規模事業者にとっては、大変厳しい状況が続いておりまして、今後の経営の維持、雇用の確保というところ、大きな課題を抱えております。こういったところから、地域で頑張る中小・小規模事業者の支援策を更に充実をさせていただくということと共に、より実効性のある政策としていただけるような一文を、附帯決議の様な形で報告に盛り込んでいただけるとありがたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(部会長)

今、別所委員からご意見の発出がございました。既に労使双方の皆様にご提案をさせていただいております案で、本報告書の中に入れてたいと思っております。それでよろしゅうございますか。

— はい、の声 —

(部会長)

それでは、異議なしということで、みなさん一致ということで、報告書の中に附則事項として入れさせていただきたいと思っております。

事務局で本審への報告書(案)の作成をお願いします。

先ほどの報告書がまとまりましたので、事務局から朗読をお願いしたいと思っております。

— 室長、報告書(案)朗読 —

(部会長)

はい、ありがとうございました。

この報告書(案)についてご意見はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

はい、ありがとうございました。

ご了解いただきましたので、この報告書を本専門部会における結論として、本審の方へ報告させていただきます。

皆さんには、非常に長時間金額検討等を重ねていただきましたが、公益の調整不足もございまして合意点に達することができなかったことを残念なことと存じます。

それでは、これで本専門部会を閉会とさせていただきますが、事務局から連絡事項等、何かございますか。

(部長)

最後にご挨拶をさせていただきます。

今の部会長のお言葉に重ねるようで申し訳ありませんが、この一週間本当にありがとうございました。お疲れ様でございました。公益の委員の皆様ありがとうございました。

結果は、今、ご案内のとおりでございますけれども、振り返ってみれば2年連続黒い色になりましたが、これは一見残念なようですが、最低賃金というのは、3つの要素で決めなければいけないと言われているものの、なかなかそうはいかない経済情勢とか、それぞれの立場で非常に難しい判断をして審議をしていただいたものと認識してございますし、黒丸だったらということも恥ずることでもなく、審議した結果でこういう結論であり、これから決まってくる中で全国的に同じようになると推測をしますが、厳しい議論であったのだろうと認識してございます。

去年も厳しかったです、振り返ると、去年は18時半くらいだったので。これが終わったのが。一時間ぐらい早く終われたんだなと思うと共にこれが部会の結論となりました。明日本審10時半からになります。この部会の報告をしていただいて、本審の方でご決定をいただければと思ってございます。

簡単でございますがご挨拶として、本当にどうもありがとうございました。

(皆)

ありがとうございました。

(太田委員)

あと1点だけ、902円となった時、影響率はどのようになりますか。

(部長)

そうですね。

(太田委員)

それをちょっと、もし、今分かればですし、明日ということであれば明日でも。

(部長)

1回目の専門部会の資料の4が、最低賃金に関する基礎調査です。4のところからしばらく撥ねていただくと、字が細かく見にくいんですが、873というところで黄色いラインが引いてあると思うんですね。このところで、今、6,141人の人がいて、1.6、つまり873円の人だけこれだけいるよということで、今現在違反しているといったらいいのか、1.6%いるということですか。これがぐんぐんと言って、仮に902円になると、15%となっておりますよね、902円の人が15%いるということは、ひとつ前901円のところを見ると14.9%、これが影響率になるのかなと、まだ、完全に入力してない途中経過ですけれども、8割9割くらいなので、大体これくらいかなと、今の時点ではご理解をいただければと思います。

(太田委員)

明日お聞きしてもこれくらいかなで、数字は変わらないんですね。

(部長)

はい、そうです。

(太田委員)

ありがとうございました。

(部会長)

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、これで閉会とさせていただきます。

長時間ありがとうございました。

私もはじめての部会長で皆さんにご迷惑をおかけいたしました。引き続きよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

(皆)

ありがとうございました。

以上